

国空航第 1806号

令和2年9月25日

NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長
(公印省略)

「特定操縦技能審査口述ガイダンス」の改正について

令和元年7月25日に運輸安全委員会により公表された、平成29年8月14日に奈良県山辺郡山添村で発生した小型航空機墜落事故に関する航空事故調査報告書の中で、国土交通大臣（航空局）に対し勧告が行われ、操縦士が技能証明において型式限定を必要としない航空機を操縦する場合であっても、経験したことのない型式の航空機を操縦するにあたっては、当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を確実に獲得した上で行うよう操縦士に対して指導を講ずることとされました。

上記を受け、今般、「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン（令和2年6月29日（国空航第1055号））」を制定したことに伴い、特定操縦技能審査口述ガイダンスを改正して操縦技能審査員あて別添1のとおり通知しているところではありますが、貴団体等におかれましても、傘下の操縦技能審査員に対し改正後の特定操縦技能審査口述ガイダンスにより特定操縦技能審査を実施するよう周知をお願いします。